

令和5年3月14日

応急手当講習会を計画する方へ

十日町地域消防本部
警防課救急室

応急手当講習会の実施方法について（お願い）

日頃から当地域の応急手当普及啓発に御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、国の新型コロナウイルス感染症への基本的対応方針が緩和され、マスクの着用は3月13日より個人の判断に委ねられました。今後も感染症法上の分類が変更されることに伴い、更に緩和されるものと推測されます。

このことから、応急手当講習会を自主的に実施する場合の対応についても、以下のとおり変更しますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、国の基本的対応方針が緩和された場合でも、新型コロナウイルスが根絶したわけではないことから、基本的な感染対策への配慮は引き続きしていただくようお願いいたします。

記

1 自主的講習会を開催する場合の対応について

(1) 救急講習会の実施形態

ア 実施する講習会は、救命入門コース（90分・45分）及び普通救命講習Ⅰ（WEB併用）とする。

イ 1回の受講人員は最大で30名とする。

ウ 訓練用人形（リトルアン）への人工呼吸は行わない。

エ 3名で1セット（訓練用人形×1、AED×1）の使用を可とする。

※受講者が手技を交替する時は、主催者が準備した消毒器材を活用し消毒を行ってから交替する。

(2) 基本的感染対策

感染対策の考え方は、業種や受講者の形態により異なりますので、主催者側の方針のほか、以下を参考に対応をお願いします。

- ・参加者に体調不良（発熱含む）がある場合は、参加を控えてもらう。
- ・可能な範囲で3密回避や会場の換気など、基本的な感染対策を考慮する。
- ・職場環境や受講者の形態により、マスク着用の有無を判断する。
- ・講習資器材は、消毒後返却とする。

→次頁へ

2 その他

消防本部は当分の間、感染対策を引き続き実施する予定です。

このことから、消防職員が指導に出向する場合は、マスクを着用させていただきます。その場合、定期的な換気や受講者同士の間隔について、主催者側にお問い合わせいただく場合があります。

また、消防庁舎を使用しての講習会実施時は、継続的な感染対策を依頼する形になりますので、その旨ご了承ください。

【問合せ先】

警防課救急室 羽鳥・井ノ川

電話：025-757-1558